

株主質問権の法定

末 永 敏 和

I はじめに

本稿では、我国においても株主質問権を法定すべきであるという立場から、立法上問題となると思われる点を若干述べてみたいと思う。そこで、まず、我国の会社の株主総会の現状を概観するに、株主総会が会議体としての機能を果たしているかどうかを判断する際の第一のものさしとなる総会所要時間についてみると、我国の上場会社の実に9割前後が、開会后30分以内に終わっており⁽¹⁾、この数字は、実質的審議は殆んどなされていないことを端的に物語っている。実際、現実に総会に出席する株主は少なく、株主総会での意思決定に当っては、議決権代理行使を委任状によって会社側に託す株主の影響力が圧倒的に強いことがいわれている。また、年々発言者ゼロの会社が増加し(昭和51年度で4社に1社)⁽²⁾、発言者の多くは、いわゆる特殊株主によるものであり、しかも、そのほとんどが、議事進行に関する御用株主としてのものである⁽³⁾。更に、反対意見を述べた株主のいる会社は、わずか1%にすぎず、これに対して、「異議なし」総会が9割をはるかに越えている。議案について質疑なしの会社は、全体の87%にも達し、ほとんどの会社の株主総会において、何ら質疑が行われていない⁽⁴⁾。一方、会社経営者は、株主総会前に、大株主懇談会または個別工作を通

(1) 「1977年版株主総会白書」商事法務785号60ページ。参照、前田庸「日米株主総会の運営状況」商事法務778号。ちなみに、昭和45年11月の「チャップ」株主総会は、1,100名余りの株主の出席と喧騒状態の中でわずか4分前後で終わったとされている。参照、今井宏『「チャップ」株主総会と決議の取消』ジュリスト561号、竜田節「株主総会の決議方法の法令違反と著しい不公正」商事法務786号。

(2) ただし、昭和52年度は17%と少し上むき加減にある。白書62ページ。

(3) 白書64ページ。

(4) 白書63ページ、表55。

じて、議案について事前の承認を得るとともに、議決権代理行使のための委任状を会社の費用でかき集めるなどして、この段階で、定足数はもちろん、付議議案に対する賛成決議もほとんどおさえたに等しい結果を得ている⁽⁵⁾。このようにして、株主総会は、会社側の一方的な趣旨説明のうちに無事終了しており、経営者の会社支配の正当性と永続性を保障する形式的手続の意味しか持ちえていない。まさに形骸化そのものの様相を呈している。

欧米ではどうかというと、まずアメリカでは、1970年代前半に吹きあれた一株運動の嵐が鎮静化した今も、経営陣と株主の間に相変わらず活発なやりとりが行なわれているようであり、また西ドイツでも同様であり、いまヤシュモラーにより「迅速に演出される観客の少ない喜劇」といわれた状況からははるかに遠いところにある。

そこで、我国において、上述のような株主総会の形骸化に対して、株主総会が本来の機能を発揮するような方法として、種々のことが考えられている。周知のように、昭和50年6月12日付の法務省民事局参事官室の会社法改正に関する意見照会では、株主総会制度の改善策がとりあげられ、株主総会の権限に関するものの他、運営に関して、総会招集に当って議案の内容を説明する参考資料を株主に送付する等の措置を講ずること、株主質問権の明定や提案権の承認⁽⁸⁾、罰則規定改正等の可否が問われている。

(5) 白書38ページ。返送された委任状の議決権だけで、全議決権の過半数をこえるという会社は、昭和52年度で8割をこえている。

(6) 「シャンシャンで済ませぬ米国の株主総会」日本経済新聞 昭和52年7月4日、前田・前掲、商事法務788号。ただし、後者は、米国においても株主総会は、委任状によって、法律的には意思の決定機関としての機能を発揮しておらず、その意味では形骸化しているが、株主とのコミュニケーションの場としては充分その機能を発揮していることを指摘する。同旨、神崎克郎「アメリカ会社法セミナー報告[上]」商事法務788号14ページ以下。

(7) 参照、河本一郎「ドイツの株主総会について——その新たな政治化現象——」大阪株懇昭和49年8月号、同「株主総会の理念と現実およびその将来」『株主総会ハンドブック』所収、河本・ヴェルディンガー編『ドイツと日本の会社法』〈改訂版〉97ページ以下。

(8) 各問題点についての文献として、前田重行「会社法改正事項に関する文献解題(二)——意見照会に対する回答のために」商事法務710号18ページ以下、九大産業法研究会「会社法改正に関する文献解題『株主総会』」法政研究43巻3・4号参照。

このうち、株主質問権は、西ドイツにおいては解説請求権(Auskunftsrecht)として明文により保障されており、これが、株主総会における活発な討議の一つの原因となっているといわれる。⁽⁹⁾以下、西ドイツの経験を参考にしながら、質問権法定に際し問題となる点について言及していきたい。⁽¹⁰⁾

なお、ドイツや従来の日本における議論では、これらの問題は、解説請求権に関する問題として論じられてきたようであるが、少なくとも、解説請求権が株主総会において、かつ議題に関連して行使されるものである限りで、質問権(Fragerecht)と同じものと考えられ、⁽¹¹⁾本稿では両者を区別せず⁽¹²⁾に使用していく。また、株主総会制度の改善という観点から、質問権は総会内で行使されるものとし、かつ、議論の対象を、原則として、大規模公開会社における質問権に限定する。

II 西ドイツの経験

(1) 立 法

ドイツにおいて、株主の解説請求権が制定法上初めて明定されたのは1937年株式法であった。従って、それまでは、解説請求権は、解釈上認められるかどうか議論されていた。1894年と1913年に RG (Reichsgericht) はこれに関し⁽¹³⁾判断を下しているが、その判決の解釈に関して、学説上異論があるものの、単独株主権としての解説請求権は原則として認められなかったようである。つま

(9) 河本「ドイツ会社法セミナーの概要(上)——ヴェルディンガー教授を迎えて」商事法務719号5ページ。

(10) 西ドイツにおける株主の解説請求権に関する文献として参照、拙稿「株主の解説請求権(一)(二)」民商71巻3号、4号、同「西独の株主解説請求権の裁判上の行使」商事法務778号。その他、菅原菊志「株主の解説請求権の法律的考察(一)」志林59巻2号、同題の別稿、私法23号、山村忠平『株主の説明請求権』、宮川茂夫「西ドイツ株式法における解説請求権の機能と限界」アカデミア66・67。

(11) 参照、菅原・前掲、志林59巻2号12ページ以下。

(12) 質問権または解説請求権という権利の内容を分析すると、同権利は、株主総会において質問の機会が保障されることと、質問に対して会社役員から正当な内容の答弁を得ることを目的とする請求権である。従って、権利の内容をより正しく表わす用語としては、解説請求権もしくは説明請求権の方が妥当と思われる。

(13) RG, Urt. v. 13. 10. 1894 in RGZ 34, 57; RG, Urt. v. 22. 4. 1913 in RGZ 82, 182.

り、解説請求権は株主総会に帰属するものとされた。すなわち、株式会社において、株主総会の権限が重視され、所有と経営が、法制度上、画然とは分離されていない状況において、株主の質問は、株主総会すなわち株主多数派の公然もしくは暗黙の支持ある限りにおいてのみ許容されたということが出来る。

そして、1937年株式法では、所有と経営が法律上分離されて会社の内部構成上の権限が取締役等の理事者に大幅に移譲されると同時に、他方、確立された多数支配とそれに裏うちされた経営者支配に対する少数派株主保護の観点から、各株主に明文により解説請求権が認められるに至った。⁽¹⁴⁾これにより、株主は、株主総会において、議題と関連する諸般の事情について、解説を求めることができるようになったわけであるが、これに対して取締役⁽¹⁵⁾に解説の拒絶理由の存否の判断に関して広範な裁量権が与えられたことが特徴的である。

次に、1965年の新株式法は、前法に引き続き、各株主に解説請求権を承認すると同時に、権利の対象・範囲や権利行使の方法を、より具体的、かつより詳細に定めた。⁽¹⁶⁾しかも、権利の存否に関する問題のすべてにわたって裁判所の審査に服するものとされ、かつ手続面においても、裁判所の関与が広く認められ

(14) 同株式法112条は次のように規定していた。

- (1) 株主総会において、各株主は、議題に関連する会社の諸事情に関して、解説を求めることができる。解説義務は、コンツェルン企業に対する関係にも及ぶものとする。
- (2) 解説は、誠実かつ忠実な説明の諸原則に合致しなければならない。
- (3) 解説は、会社または関係企業の優越的利益もしくは国民および国家の共同の利益のため必要な限りにおいてのみ、これを拒絶することができる。取締役は、この要件の存否を義務的裁量により決定することができる。
- (15) 従って、裁判所は、あらゆる観点から解説拒絶の客観的正当性を審査できるわけではなく、単に、取締役がその裁量権を濫用したかどうか、それゆえ解説拒絶が、恣意や客観的でない考量にもとづきなされたものであるか、もしくは明らかに理由がなかったかどうかを審査できるとどまった。参照、後掲判例②および③。ただし、③において、BGH (Bundesgerichtshof) は、株主に対して解説が法的理由から拒絶された場合、または解説拒絶が会社の利益と質問に対する株主の利益の——1937年法において必要とされた——考量にもとづかずになされた場合には、裁判所の無制限の審査を認めている (BGHZ 36,121)。

(16) 株式法131条は次のように規定している。

- (1) 株主総会において、各株主は、議題について適切な判断をする上に必要な限り、会社の諸事情に関して、取締役⁽¹⁵⁾に解説を求めることができる。解説義務は、会社の結合企業に対する法律上および営業上の関係にも及ぶものとする。

る非訟事件手続にゆだねられるなどして、国家の役割が重視されている。⁽¹⁷⁾その他、結合企業規整において、株主総会の権限拡大に伴い、株主の共益権の補助的権利としての解説請求権の対象が拡大されている。⁽¹⁸⁾

1965年株式法のこの新規定は、実務において、評判どおりの評価をうけ、改正の要望も殆んど出ていないという。⁽¹⁹⁾

(2) 判 例

・ A 1937年株式法下

ここで、1937年株式法下における RG および BGH の解説請求に関する代表的な判決を見てみよう。

① RG, Urt. v. 12. 6. 1941 in RGZ 167, 151.

原告は、被告会社(醸造業を営む)の5%の少数株主であるが、1940年2月19日に開催された会社の通常株主総会において、議題の一つであった取締役お

(2) 解説は、誠実かつ忠実な説明の諸原則に合致しなければならない。

(3) 取締役は、次の理由により解説を拒絶することができる。

1. 合理的商人の判断によれば、解説を与えることによって、会社または結合企業に少なくない不利益が生じる恐れのある場合。
2. 解説が租税上の価額項目または個々の租税額に関するものである場合。
3. 年度貸借対照表中の財産のそれより高い価額との差に関する場合、ただし、株主総会が年度決算書を確定するときはこの限りではない。
4. 営業報告書における評価方法および減価償却方法の記載が会社の財産状態および収益状態を可能な限り正確に示すに足るものである時におけるこれらの方法に関する場合。株主総会が年度決算書を確定する場合はこの限りでない。
5. 解説を与えることにより取締役が処罰される場合。

その他の理由により、解説を拒絶することはできない。

(4) 株主総会外で、株主の一人に対しその者が株主であることにもとづき解説を与えた場合、それが議題について適切な判断をする上に必要でない時でも、他の各株主は、株主総会でその解説を求めることができる。取締役は、第三項一文一号ないし四号の理由により解説を拒絶することはできない。

(5) 株主が解説を拒絶された場合、自己の質問および解説拒絶の理由を審議議事録に記載するよう請求することができる。

(17) 株式法132条について、注(59)参照。

(18) Vgl. §§ 293 Abs. 4, 295 Abs. 1 S. 2, Abs. 2 S. 2, 319 Abs. 2 S. 5, 320 Abs. 3, 326, 337 Abs. 4, 340 Abs. 4 AktG. 詳細は、拙稿・前掲、民商71巻3号435ページ以下参照。

(19) Geßler-Hefermehl-Eckardt-Kropff, Komm. zum AktG. (Eckardt) 1974, § 131 Anm. 5.

び監査役会の責任解除に関して、損益計算書に記載された「その他の費用」の内わけ、すなわち種類およびその額について、取締役に解説を求めた。それに対して、議長が、それは再建を目的とする300項目からなる雑費であり、技術的理由から、個別に記載できないものであるが、後に、必要な資料を原告は閲覧することができるだろうと述べた。原告は満足せず、決議取消の訴を提起した。第一審は請求を棄却したのに対し、控訴審では一転して決議が取り消された。そこで被告会社は上告したが、RGは、取締役が、より正確な解説をするために必要な資料を得ることができたにもかかわらず、それをしなかったが故に、取締役の解説は不十分であり、また不十分な解説によって決議が影響を受けなかったとはいえないのであり、原告に権利濫用も認められないとして、⁽²⁰⁾控訴裁判所の判決を支持した。

② BGH, Urt. v. 7.4.1960 in BGHZ 32,159.

原告は酒類醸造を業とする被告会社の少数派株主であるが、1955年8月27日の株主総会において、役員⁽²⁰⁾の責任解除の議題に関連して次の3つの質問を行なった。

①. 損益計算書によって示された年度収益後退の原因。②. 総会当日における会社役員に対する会社の貸付金の額。③. 年金資格者の氏名等。

株主総会において、一部の質問は取締役により回答を拒絶され、また、一部の質問については、原告の見解によれば、回答が不十分であった。そこで、原告は質問に対する解説を求めて訴を提起した。第一審はすべての質問について訴を認容したのに対して、控訴審は質問①および②について控訴を棄却したが、③については控訴を認容した。両当事者は上告したが、被告の上告は容れられず、それに対し、原告の上告については控訴を認容した控訴審判決を破棄するに至った。BGHは、質問①について、質問の回答によって貸借対照表の項目の最後の詳細まで説明することにならず、従って、質問は正当な解説請求権の行使であるとする。次に質問②について、被告がそのような質問は現行の営業年度に係わる質問であり、また、回答のためには必要な資料を閲覧しな

(20) なお、参照、今井「株主総会決議取消の訴と裁量棄却」大府大経済研究38号21ページ。

ればならないという理由をもって、回答を拒絶したのに対して、BGHは、現行営業年度に生じた事実も、質問が、会社に対する役員の法的関係に関連する場合は、責任解除に関する決議にとって直接に重要であり、質問は議題に関連するものであるとし、また、その質問の回答のために取締役は必要な資料を容易にかつ株主総会の重大な遅延なく調達できるが故に、解説を拒絶することはできないとした。最後に、質問①について、取締役の解説拒絶に関して裁量権の濫用があったかどうかを、新たな基準に基づき審理しなおすべきだとして、控訴審の判決を破棄した。

③ BGH, Urt. v. 23. 11. 1961 in BGHZ 36, 121.

被告会社の株主である原告は、1957年7月5日の株主総会における配当案に関する討議において、1956年度の営業報告書に計上された取締役報酬の中には、利益配当額ならびに恩給および遺族給与金の額はどれだけ含まれているかに関して質問を行なった。当時、取締役は3人いたが、そのうちの社長Kが、株式法112条3項を援用して質問に対する解説を拒絶した。株主総会は、取締役の配当案を承認した後、取締役および監査役会の責任解除に関する決議を行ない、賛成多数をもって可決した。そこで、原告は、質問に対する解説を株主総会において与えることを請求する訴および取締役責任解除決議の取消の訴を提起した。第一審、二審とも原告勝訴。BGHは、第一の解説請求の訴に関して、原告の質問に対する解説によって個々の取締役員の俸給額が明らかになるのではないので、そのような質問は許されないわけではなく、また解説請求権の濫用も認められないとして、被告の上告を棄却した。次に、解説請求権の侵害を理由とする決議取消の訴に関しては、株主総会決議が解説請求権の侵害によって影響を受けなかったことを被告会社が立証する場合には、取消を免れるものとする。そして、客観的に判断する株主が、解説を与えられたとしても、解説が拒絶されたときと同じように議決権を行使したであろうような場合に、因果関係の不存在が認められ、その際、多数派株主の代理人の株主総会における事実関係の認識は考慮の外に置くことができないとし、これらの考慮を怠った控訴裁判所の判決は破棄すべきであるという。

④ BGH, Urt. v. 30.3.1967 in AG 1967, 200.⁽²¹⁾

原告は、被告会社の1960年6月28日の株主総会において、役員⁽²¹⁾の責任解除の議題に関連して、会社がHおよびDと行なった契約の契約書の朗読を求めた。それに対して、会社は、朗読請求の形態での解説請求権の行使は認められないとして朗読を拒絶した。BGHは、文書の朗読も最も広い意味での解説の形態であるから、解説請求権の対象になりうるとしつつも、それが認められるのは契約が重要な事柄に関するものである場合に限られるとし、当該事件はそれにあたるとして、原告の朗読請求を正当とみなす。しかし、取締役の解説拒絶権についての株式法112条3項の要件に関して、審理しなすべきだとして、原審に破棄差戻した。

以上見てきたように、1937年法の下では、質問は株主総会の議題に関連するものであればよかったので、この要件の充足は比較的容易であり、従って、訴訟における争点は、取締役の解説拒絶に関する裁量権の濫用の有無や質問株主の解説請求権の行使が権利濫用に該当するかどうかの問題に集中した。また、株主総会決議取消との関連で、決議と解説拒絶の間の因果関係の存否が論ぜられた。解説請求の訴に関していえば、原告の勝訴に終わった事件が多いのが印象的である。

B 1965年株式法下

1965年株式法の下では、解説に関する争いは、原則としてすべてラント裁判所の非訟事件手続に委ねられた。実際には、この特別手続は頻繁に利用されているとはいえないが、これは逆にいえば、株主総会において取締役が株主の質問によく答えているといえようか。

(a) 株式法131条1項の要件に関するもの

⑤ LG Frankfurt/Main, Beschl. v. 16.5.1966 in AG 1968, 24.

申立人は、被申立人会社が開催した1966年1月11日の臨時株主総会に出席して、資本増加の議題に関連して一連の質問を行なった。その主なものは次のよ

(21) 山村・前掲書245ページ以下の注6参照。

うなものである。

④. 最後の営業検査の時期。⑤. 租税支払の時期および額。⑥. 役員に対する会社の支払および支払約束。⑦. 会社の保有する持分。

ラント裁判所は、株主の解説請求権は、解説が議題について適切な判断をする上に必要である限りでのみ認められるが、質問に対する解説は議題である資本増加（の必要性）について適切な判断をする上に必要でないとして申立を却下した。

⑥ LG Dortmund, Beschl. v. 5.6.1967 in AG 1967, 236.⁽²²⁾

被申立人たる会社は、100%子会社のすべての積極、消極財産を引き受け、子会社の商業登記簿上の登記が抹消された。そして、子会社の商号を継承するため、商号の変更およびそれに応じた定款変更を議題として1967年3月22日に臨時株主総会が開催された。申立人たる株主は、総会に出席して、会社の商号および定款の変更が臨時株主総会を開催して行なうほど緊急であるのかについて質問した。取締役は、子会社財産の引受と商号変更の間に直接的、時間的関連がある場合、その引受は租税上非常に有利であると答えた。そこで申立人は、税金が節約されるのはどの税種であるかを質問した。取締役は、それについての解説を拒絶した。裁判所は、臨時株主総会のための費用が有用な出費であるかどうかという申立人の疑問との関連で、申立人の求めた解説は、決議において議決権を行使する際の判断のために役に立たず、また、いずれにせよ、すでになされた臨時総会のために要した出費に変更をもたらすことはできないと判示して申立を却下した。

⑦ OLG Düsseldorf, Beschl. v. 28.11.1967 in AG 1968; 28.

申立人は、被申立人会社の株主総会(1966年7月5日開催)において、1965営業年度についての役員責任解除決議に関する議題に関連して、当該営業年度以前(1939年と1953年)に会社が締結した契約の成立過程について解説を求めた。裁判所は、1953年の契約は1965営業年度においても会社の営業に影響を

(22) 参照、拙稿・前掲、民商71巻3号431ページ。ただし、校正ミスのため、原告を申立人に訂正する。

及ぼしたかもしれないが、解説が議題とゆるい関連をもつだけでは、新株式法による解説請求権を根拠づけることはできず、議題について適切な判断をする上に必要であるような質問に対してのみ解説が与えられるべきだとして申立を斥けた。

⑧ Hans. OLG Hamburg, Beschl. v. 11.4.1969 in AG 1969,150.

被申立人会社は、ビールその他の飲料を生産している会社である。申立人は、会社の一株株主であり、1968年4月18日に開催された株主総会における第一議題（監査役会が承認して確定された年度決算書および取締役、監査役会の報告書の提示）の討議の中で、ビール生産高に関する質問を行なった（ビールを含む全体の飲料の生産高は年度決算書に公示されている）。それに対して、取締役は解説を拒絶した。裁判所は、株主総会における年度決算書および取締役、監査役会の報告書についての討議は、会社の業務の発展や収益力、競争力についての単なる知識を株主に与えるために役立つだけでなく、当日の第三議題であった役員の実任解除決議に対する態度表明の基礎を提供するものであり、その点で申立人の求めた解説は、株主が議決権を行使する際の判断のために重要であると述べ、その理由として、ビール生産高を知ることによって、会社の状況およびその経営に関して、年度決算書および営業報告書から得られるよりも確かな把握ができ、それに対して異議を唱えるべきかどうかの判断が可能となる点をあげた。

次に株式会社131条3項1号の要件に関しては、ビール産出高について、競争会社は他の方法で知ることが可能であり、従って、その開示によって会社に競争上の不利益が生じる恐れがないとして、解説拒絶理由の存在も否定された。

⑨ Hans. OLG Hamburg, Beschl. v. 12.12.1969 in AG 1970,50.

被申立人会社は、外国の親会社を頂点とするKonzernを構成している会社の一つであり、その株式の97%が外国の親会社の所有にある。一方、申立人は株主団体の代表者である。申立人は、株主総会において、損益計算書の詳細（利益供与契約および参加からの収入ならびに損失引受の費用として計上された金額——参照、株式会社157条1項7号および25号——の詳細）および会社が

100%参加している四つの子会社（そのうちの三つはドイツの有限会社であり、他の一つはフランスの有限会社である）が損失を出しているかどうか、およびその程度に関して解説を求めた。裁判所は、まず、申立人の資格に関して、株主団体およびその機関としての申立人は、株式法132条の手續の申立権を有しないと判示した（ただし、個人としての申立人の申立権は認められた）後、申立人の解説請求の正当性に関して次のように述べた。株式法337条4項は、解説義務の範囲をコンツェルン、およびコンツェルン決算書に含まれている企業の状況にまで拡大するが、コンツェルンを構成する会社の個別収益に関する申立人の解説請求は、解説が、会社の年度決算書および部分コンツェルン決算書（議題）について適切な判断をする上に、その都度与えられる報告書の他に必要であり、また、解説拒絶理由が存在しない場合にのみ正当性を有する。本件において、利益共同体からの収入および損失引受による出費ならびに上述の四つの有限会社の損失を知ることは、コンツェルンおよびコンツェルンを構成する子会社の経済性を理解もし、配当のチャンスに関しての認識を得るためにも役立たず、従って、必要ないと。

⑩ Hans. OLG Hamburg, Beschl. v. 6. 11. 1970 in AG 1970, 372.

申立人は、被申立人会社（コンツェルンの子会社）の局外株主である。申立人は、会社の株主総会において、議題である年度決算書についての討議の中で、当該営業年度において、会社がコンツェルンの親会社（企業契約による結合）から重油を購入した際の購入価格は、市場価格によったのか、あるいはそれより高い価格であったのかについて説明を求めた。裁判所は、質問に対して与えられる解説は、会社の収益状態の判断のために重要であり、従って、議題について適切な判断をする上にも必要であり、局外株主といえども、このような質問に関して、法的利益を有すると述べた。次に、申立人が会社と取引関係にあったことから、申立人の質問は権利濫用であるとする被申立人会社の主張に対して、裁判所は、解説によって、会社の提示した決算書をより確実に判断するための基礎が与えられる場合には、権利濫用とみなすことはできないと判示した。また、解説拒絶理由も認められないとする。

⑪ KG, Beschl. v. 11.2.1972 in AG 1973, 25⁽²³⁾

申立人は、裁判において、被申立人会社の年度決算書および営業報告書の提示と取締役の責任解除を議題とする株主総会において、会社の特に重要でない研究開発費用の額と、会社と支配企業（会社の75%の株式を所有している一事実上のコンツェルンを形成一）の間の取引関係に関して行なった質問の回答を求めている。裁判所は、第一の質問に関して、貸借対照表および損益計算書の数値の詳細に関する解説は、基本的問題または特に重要な事柄についてのみ許されるものとし、当該事件において、上述の事項に関する解説は、年度決算書について適切な判断をする上に必要でないとして申立を斥けた。次に、第二の質問のように、結合企業間の法律行為による給付および反対給付が問題とされる限りで、解説請求権は株式法312条の制限を受けるとする。すなわち、株式法312条のいわゆる従属報告書において報告すべき事項（従属会社と支配企業の間で行われた法律行為の詳細）に解説請求権はおよばず、その理由として、従属報告書が公示されず、また株主も閲覧権を有しないことをあげる⁽²⁴⁾。

(b) 株式法131条3項の解説拒絶理由の要件に関するもの

⑫ LG Heilbronn, Beschl. v. 6.3.1967 in AG 1967, 81.

株主団体である申立人は、被申立人会社の株主総会（開催日1966年8月8日）において、報告書年度における特許収入総額および研究開発費用について解説を求めた。会社は、株式法131条3項1号を援用して、両方の解説を拒絶した。裁判所は、まず、株主団体の手続申立権を承認した後⁽²⁵⁾、燃料モーターによる起動力の性質に基本的な変更をもたらす、ヴァンケルモーターのような非常に微妙な技術開発に関する事柄は、会社の利益、および株式法131条3項1号の意

(23) 判例批評として次のものがある。Bunte, Auskunftsrecht der Aktionäre bei berichtspflichtigen Vorgängen? AG 1974, S. 374 ff.

(24) また解説請求権を認めれば、その権利の拡張的行使により、結合企業間の取引および諸関係を詮索し、または支配企業に支配契約を締結させようとして従属会社と支配企業の関係に害悪をもちこむためにのみ利用される可能性があることを挙げる。

(25) 参照、判例⑨、拙稿・前掲、商事法務778号15ページ。

味における結合企業としての特許使用者⁽²⁶⁾との関係、および結合企業自体の利益を侵害しないよう、当分の間最大限の秘密保持が必要とされるところとして、申立を却下した。

その他、既に紹介した判例⑧においても、解説拒絶理由の存在が問題となった。

(c) 結合企業規整の領域における解説請求に関するもの

⑬ Bay ObLG, Beschl. v. 8.5.1974 in AG 1974, 224.

⑭ Bay ObLG, Beschl. v. 17.12.1974 in AG 1975, 78.

⑮ Bay ObLG, Beschl. v. 28.4.1975 in AG 1975, 246.

⑬⑭⑮の決定は、同一の事件に関して、株式法132条による解説強制手続の開始から強制執行に至る過程における各段階で利用された手続において、行なわれた判断である。申立人は、被申立人会社の一株株主である。会社は株主総会を開催して、支配契約に対する同意を株主総会に求めた(株式法293条1項参照)。株主総会において、申立人は、将来支配企業となる相手方企業の、1971および72営業年度の貸借対照表(公示されていない)の重要な項目(固定資産、流動資産、自己資本、長期他人資本ならびに利益の高)に関して、株式法293条4項に基づいて質問し、解説を求めた。それに対して、取締役は、それらの項目だけでは当該企業の支払能力を推しはかることは不可能であり、そのためにはむしろ総合的な認識が必要であり、自己の判断するところ、支配企業は経済的に良好であると説明した。裁判所は、株主は支配企業の経済的状況に対して重大な疑問を持つ場合には、取締役の大まかな評価で満足する必要はなく、自己の判断のために必要な事実に関して解説を求めることができるとした上で、申立人が質問した諸事項は、293条4項の意味における、支配契約の締結にあって重要な事情に属するとして、株主に開示すべきであると判示した(以上⑬)。しかし、会社の取締役が申立人にすすんで解説を与えることをしなかったため、民事訴訟法888条に基づく強制執行の申立が行なわれ、LG München

(26) 判例は、誤解して特許使用契約の相手方を結合企業とみなしている。Vgl. Henn, Bemerkung zum Beschl. des LG Heilbronn v. 6.3.1967, AG 1967, S. 83.

I. は、1974年8月13日に、解説強制のため、1万 DM の罰金と、補充的に会社の3人の取締役のうちの任意の各人に対する10日間の拘留を宣告した。それに対して、会社は即時抗告を申立てた。抗告理由として、取締役が、質問の貸借対照表項目の額ないし数字を知らず、また支配企業もそれに関して陳述する用意がないと表明したことを挙げた。裁判所は、支配企業の協力を得られるように熱意をもって努力することが先決であるとして、抗告を却下した（以上⑭）。そこで今度は、会社は、執行異議（民訴766条）と1974年8月13日のLG München I. の決定の取消を求める申立（非訟事件手続法18条）をLG München I. に行なったが、容れられず、抗告するに至った。しかし、結局これも⑮により却下された。

⑯ Bay ObLG, Beschl. v. 25. 6. 1975 in AG 1975, 325.

申立人は、被申立人会社の一株（額面100 DM）株主である。会社は、KKM 合資会社と、支配契約および利益供与契約を締結して、会社の指揮をこの会社に委ねることにした。1974年8月11日の株主総会の第三議題は、この企業契約に対する同意決議であった。申立人はそこにおいて一連の質問を行なったが、裁判では次の3つの質問について回答を求めている。

①. 1973営業年度のKKM 合資会社の利益の高。②. KKM 合資会社が参加している会社の名前。③. KKM 合資会社が25%以上参加している会社および5%以上参加している会社の名前。

なお、議案は圧倒的多数（反対2票）をもって可決された。

第一審は、質問①について申立を認容し、その他については却下した（1974年11月27日）。この決定に対して、被申立人および申立人はともに即時抗告を申立てた。第二審では、被申立人の全面勝利となった。裁判所は、企業契約による重大な効果に鑑み、被支配会社の株主には、支配企業の契約義務履行能力の判断に必要である以上に広く当該企業の諸関係を認識できるようにすべきであるから、これらすべての質問は原則的に正当であったかもしれないが、なお更に次のような考慮が必要とされるという。すなわち、株主に解説請求権が認められるかどうかは、株主総会の時点で判断すべきであって、当該株主総会に

において、取締役は KKM 合資会社の協力が得られず、それゆえ解説を与えることができなかったのであり、解説請求権は取締役の回答が不可能な場合にその限界が見出され、従って、申立人の解説請求は理由がないとした。また、この考え方の正しさは強制執行の段階においても証明されるという。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

(d) 株式法132条に関するもの

(i) 申立期間に関するもの

⑰ OLG Celle, Beschl. v. 9.7.1969 in AG 1969, 328.

管轄外の裁判所への申立がなされた場合、それによって、言うべきほどの遅延が生じない時は、申立期間は遵守されているものとする。

(ii) 即時抗告の許容性に関するもの

⑱ Bay ObLG, Beschl. v. 22.12.1966 in AG 1967, 170.

即時抗告の許容性に関する判断は、ラント裁判所の専属事項であるとする。

⑲ OLG Karlsruhe, Beschl. v. 10.3.1969 in AG 1969, 296.

株式法132条3項2文および3文によるラント裁判所の即時抗告の不許可が恣意に基づく場合、例外的に即時抗告を認める。

⑳ OLG Düsseldorf, Beschl. v. 25.3.1974 in AG 1974, 227.

ラント裁判所の即時抗告の不許可は、通例取り消すことができないとする。

(iii) 強制執行に関するもの

⑬⑭⑮前掲判例

(iv) 費用に関するもの

⑯前掲判例

裁判外の費用（当事者費用）の弁償の問題は、非訟事件手続法13条aによる

(27) 参照、拙稿・前掲、商事法務778号18ページ。

(28) これに対して、ヴェルデは、この裁判は株式法131条3項の拒絶理由を踏み越えて、取締役の解説拒絶権を拡大し、解説請求権の有効な行使を阻止するものであると批判した。そして、この裁判は、一方において、より十分な情報および緊急な開示が必要であり、他方において、少数派にとってコンツェルン結合に対する観察が特に困難であるところにおいて、コンツェルン関係における少数派株主の解説請求権を制限する判例の傾向の中に位置づけられる、という。Vgl. Walde, Anmerkung zu Bay ObLG, Beschl. v. 25.6.1975, AG 1975, S. 328.

とする。

⑫ KG, Beschl. v. 13.3.1969 in AG 1969, 149=NJW 1969, 1029.

株式法132条5項7文の「手続の費用」は、裁判費用のみをさし、裁判外の費用の弁償に関しては、非訟事件手続法13条aが適用されるとする。

⑬前掲判例

裁判外の費用は通例敗者が負担するとする。

(e) 解説義務違反に基づく株主総会決議取消の訴

⑭ OLG Düsseldorf, Urt. v. 16.11.1967 in AG 1968, 19.

原告は、1965営業年度に関する役員の実任解除を議題とする株主総会の討議において、会社が1953年に締結し現在まで効力を有している契約（それにより会社は今も支払義務を負っている）に関して解説を求めた。それに関して、既に以前の株主総会において、取締役により概括的説明が行なわれたことがあり、株主総会の一応の承認も得られていた。原告は、今回取締役の行なった解説が不実または誤っていると、取締役の解説義務違反を理由とする株主総会決議（責任解除決議）の取消の訴を提起した。裁判所は、会社の多数派株主が直接に問題の契約に関与しており、従って、原告が質問をもって解説を求めた内容を知悉していたが故に、株主総会決議と解説義務違反の間には因果関係が存在せず⁽²⁹⁾、従って、取消の訴は正当でないとした。そして更に続けて、そもそも持続的効力を持った営業上の事柄が、株主総会で概括的に説明され、株主の満足が得られて責任解除がなされている場合、後の株主総会におけるそれに関する更なる解説は、責任解除議案の適切な判断にもはや必要でないとして、解説請求権自体の存在を否定した⁽³⁰⁾。

以上、雑誌 Die Aktiengesellschaft に掲載された判例を中心に紹介してきたが、そこにおける争点は、質問に対する回答、すなわち解説は「議題について

(29) LG Wuppertal, Urt. v. 15.11.1966 in BB 1966, 1362 が同趣旨の判断を下している。

(30) 取締役の解説義務の存否に関する判断は、すべて株式法132条の手続に専属的に委ねられており、従って判決はこのことを看過していると思われる。

適切な判断をする上に必要」でなければならないとする株式法131条1項1文の要件に関するものが多く、しかもこの要件は、かなり厳格に解されていることがわかる。それは特に1965年株式法の施行後まもないころの裁判についていえる(判例⑤⑥⑦)。その反面、株式法131条3項1文各号の拒絶理由、特に1号(会社または結合企業に少なくない不利益を与える恐れのある場合)の適用が問題にされることは少ない。従って、1965年株式法において初めて取り込まれた「議題について適切な判断をする上に必要」という要件は、解説請求権の濫用的行使を防止するという立法者の意図どおりの機能を果たしているといえる。また、支配契約や利益供与契約等の締結、変更等に際して、株主総会の同意が必要な場合に、株主の共益権(特に議決権)行使のための補助的権利として与えられた特別の解説請求権が裁判上問題とされるようになったのが最近の特徴である(判例⑬⑭⑮⑯)。この領域は、1965年株式法において初めて設けられたいわば未開拓の分野であり、注釈書などでも余り論じられておらず、今後も多くの問題が発生すると思われ、その意味で判例の担う役割は大きい。しかし、今のところ新しい理論は展開されるに至っておらず、むしろ判例⑯にみられるように、会社実務追従の傾向がみられる⁽³¹⁾。

西ドイツにおいて、解説請求権は、コンツェルン関係において株主保護のために有力な武器となりうるだろうか。特にいわゆる事実上のコンツェルンに関して、裁判所はある判決の中で、次のように述べている。「株式法の解説請求権は、少数派株主の保護のために充分でない。特に、被支配企業を犠牲にした不利益な取引や処分が、株主の事前の情報不足のため、多くの場合株主総会で全く話題にならない。その上、開示が会社や結合企業に少なくない不利益を与える恐れのあるときは、解説は与えられる必要はなく、また、この解説請求権は、簡単で、かつ容易になされうる解説に限られ、しかも総会中のみ行使できるにすぎない。」⁽³²⁾と。

(31) ヴェルデは、判例⑮の背後にある裁判官の傾向は、現存し、または生じつつあるコンツェルン関係の錯綜した不明瞭に対する裁判官の不介入の原則として特徴づけることができるという。Walde, AG 1975, S. 328.

(32) OLG Karlsruhe, Urt. v.30.5.1972 in AG 1973, 29. そして、従属企業の株主保護のために従属報告書を重視している。

また、株式法132条の特別手続を利用した株主には、一株株主がかなり見うけられるのが特徴的である。株主総会から裁判所の決定が出るまでの所要日数を見ると、短いもので70日、長いもので7ヶ月、多くはだいたい4ヶ月、二審までいったものでは11ヶ月から1年5ヶ月といったところである。非訟事件手続が特に採用されたに於ては、少々長過ぎるように思われる。

更に、取締役の不当な解説拒絶等の解説義務違反を理由とする株主総会決議取消訴訟が少ないのが特徴的である。

III 質問権法定の意義

ここでは、株主質問権を法律に規定することがなぜ必要か、すなわち現行と規定した場合の法的な違いについて述べてみたい。⁽³³⁾ここでの問題の中心は、会社役員が答弁を拒絶した場合の処理にある。

さて、我國の通説は、いやしくも各株主が議決権を有し、かつ議案につき討議をなす権利を有する以上、その議決権の適切な行使をなすに必要な範囲においては、議案の内容およびこれと関連する事項について、現行法上でも質問権を有すると解している。⁽³⁴⁾しかし、現在の株主総会の実情を見ると、株主が「質問」と手を挙げると、とたんに「議事進行」の動議が出て、そこで「異議なし」ということで株主の要求が無視されてしまい、それで決議の方法に瑕疵はないということになっているようである。⁽³⁵⁾従って、株主質問権は、株主総会の多数

(33) 株主質問権を法定すべきか否かについて、経済界では消極意見が多く、その理由の一つとして、現行法の解釈上も質問権は認められるから、あらためて規定するのは不必要ということが挙げられている。参照、稲葉威雄「会社法改正に関する各界意見の分析」商事法務728号13ページ。さらに参照、「会社法改正に関する問題点の研究〔2〕株主総会制度の改善策」の竹中発言「商法上で特別に質問権を定めた場合、特にその範囲を限定するような場合には、従来からあったと思われる質問権がむしろ縮小されはしないかと思われる。」商事法務706号18ページ。

(34) 大隅健一郎『全訂会社法論中巻』42ページ。なお、参照、河本『現代会社法〈新版〉』281ページ。取締役が株主総会に対し報告義務を負う事項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律3条2項、6条2項、3項、商法412条2項）および監査役が株主総会に対し報告義務を負う事項（商法275条）ならびに監査役が提出した監査報告書（商法281条の3、前述特例法14条）については、その報告内容を明らかにするために必要と認められる範囲内で各株主は質問権をもっている、とされる。

(35) 「会社法改正に関する問題点の研究〔2〕株主総会制度の改善策」の河本発言、商事

決により排斥されうることになる。これに対して、質問権が単独株主の権利として明定された場合には、質問権は株主総会に属するのではなく、従って多数決によっても権利行使の機会を奪われないことになる。⁽³⁶⁾

次に、質問に対する答弁が拒絶された場合、質問権の行使自体すなわち役員による答弁を裁判によって強制できるかどうかについて、通説は特に触れていないようであるが、むしろ、解説の不当拒絶は、決議取消原因となりうるのみ解することによって、否定的に解しているように思われる。この点、西ドイツでは、特別の解説強制手続をもたなかった1937年株式法の下でも、解説請求権すなわち質問権は権利である以上、当然訴求可能性を有すると解されており、BGHもこのことを確認した。⁽³⁷⁾しかるに我国の場合、そうすると株主総会の議題が決議事項ではなく、報告事項、提示事項である場合には（そもそも、質問権の根拠を議決権に求める限り、質問権を認めることについてさえ問題があると思われるが）、株主総会決議の取消が問題とならない以上、現行法の下では、質問権を無視された株主にとってとるべき道は閉ざされている。もちろん西ドイツでは、このような場合にも質問権は認められ、訴求可能性もあると解されている。⁽³⁸⁾

最後に、現行において、通説によると、株主質問権の侵害すなわち解説義務違反は、株主総会決議の取消原因になるとされているが、この場合、質問権の侵害が直ちに決議取消原因となるのではなく、決議方法が商法247条1項の「著しく不公正」と認められる限りにおいてのみ、決議取消原因となりうる⁽³⁹⁾と解されているようである。これに対して、質問権が法定されると、質問権の侵

法務706号19ページ、竹内昭夫「株主総会制度改正の諸問題[中]」商事法務768号15ページ。

- (36) 西ドイツにおいても、学説の多数説は、解説請求権の不可侵性を承認している。Vgl. Godin-Wilhelmi, AktG, 3. Aufl. § 131 Anm. 1; Baumbach-Hueck, AktG, 13. Aufl. § 131 Rdnr. 5. また、発言の申し出があるにもかかわらず、議長の命令または総会の決議をもって、議題の審議を終了せしめた場合にも、株主は依然として解説を求めることができると解されている (Eckardt, § 131 Anm. 27).
- (37) 判例② (BGHZ 32, 161 f.). ただ、裁判所の審査権の範囲は限定されていたことに注意する必要がある。
- (38) Eckardt, § 131 Anm. 30. 判例⑧ (AG 1969, 151), ⑩ (AG 1973, 25/26).
- (39) 今井・前掲, 経済研究38号25ページ, 山村・前掲書290ページ。一般に、議長が不

害は法令違反として直ちに決議取消原因となり、あとは瑕疵の軽重、決議と違反の因果関係、そして裁量棄却の問題が考慮の余地を残すだけとなる。

このようにして、現行において、解釈上株主に質問権が認められるといても、そのような質問権が果して完全な内容をもった権利といえるのか疑いをいだかざるをえない。

IV 質問権法定上の問題点

(1) 権利者および義務者

まず問題となるのは、質問権を単独株主権として認めるか、あるいは少数株主権としてのみ認めるかである。少数株主権としてのみ認める場合には、その要件の設定の仕方にもよるが、株式会社の資本金規模の大きさと所有の分散を考えると、資本の100分の3や100分の1ですら、實際上、少数株主権としての機能は失われ、存在しないも同然となり、限定的にせよ、解釈上単独株主権を認めている現行からすれば、むしろ後退であるといえる。ちなみに、西ドイツでは、1965年株式法の報告者草案では、出席株主総数の10分の1または25人の支持を要件とするような変種の少数株主権として質問権を構成していたが、政府草案以降は、「すべての株主にその権利の適切な行使を可能ならしめることが解説請求権の意味であるから、その株式所有の大きさは重要でない⁽⁴⁰⁾」として、濫用に対する備えよりも「株主の地位強化」を優先させた。従って、この問題の解決は、法政策論よりは、質問権を株主に認める法理論的根拠から出発すべきである。すなわち、解説請求権が、議決権の行使のための補助的権利としてばかりでなく、すべての株主権の行使のための補助的権利として構成され、更には、株主の株式所有の判断のために役立つべきものと考えられる場合には、株式所

当に株主の発言を制限したり、質疑応答の時間を与えず、または説明を省略して決議を急いだ場合、決議方法の著しい不公正にあたるという。参照、石井照久『商法1(二)』389ページ、注釈会社法(4)192ページ、大阪高判昭42.9.26高民20.4.4111(近江網糸事件)。

(40) Begründung zum AktG, bei Kropff, S. 185.

(41) Ebenroth, Das Auskunftsrecht des Aktionärs und seine Durchsetzung im Prozeß, 1970, S. 11.

有の大きさや時間的継続は質問権の帰属に関係なく、また議決権なき優先株主にも質問権が認められてしかるべきである。⁽⁴²⁾

解説の義務者については、西ドイツ新株式法では、解説の付与と拒絶に関する決定は業務執行処置であるとして、取締役を義務者と明言することにより、1937年株式法下における論争に結着をつけた。思うに、監査役も総会への報告義務を有する場合がある⁽⁴³⁾（西ドイツでもそうである）ので、立法論としては、その際の質問に対する答弁は監査役にさせるようにすべきではないかと考える。また、答弁の対象が結合企業との関係にとどまらず、結合企業の諸事情にまで及ぶべきものとされる場合には、結合企業の役員にも解説義務を課する方が、質問権の実効性という点から好都合といえる。そもそも、前掲判例^{⑬⑭⑮⑯}において問題が生じた一つの原因は、企業契約の相手方企業（支配企業）の取締役に解説義務がないことにあった。

（２） 質問の対象・範囲

まずドイツの例を引きあいに出すと、1937年株式法では、法律の文言の上では、議題と関連する会社の諸事情に関してすべて質問が許されたのに対して、1965年株式法では、質問は議題と関連するだけでは足りず、更に、議題について適切な判断をする上に必要な限りでのみ認められることになった。このように要件を加重した理由は、解説請求権の濫用的行使を防止し、また、株主総会の秩序にかなった進行を保障することにある⁽⁴⁴⁾。前述のように、判例は一般にこの要件を厳格に解している。従って、實際上、保護条項（1937年株式法112条3項、1965年株式法131条3項1号）および一般法理としての権利濫用（民法242条）に代わる機能を果たしているといえる⁽⁴⁵⁾。

さて、我国において立法上考えねばならないことは、まず、質問が議題と関連するものでなければならないか、あるいは、議題に関連なく会社の諸範の事情に関して質問を認めるべきかどうかである。質問権の法的性質もしくは質問権

(42) 西ドイツの通説。Vgl. Eckardt, § 131 Anm. 20.

(43) 商法275条。なお参照、注(34)。

(44) Begründung zum AktG, bei Kropff, S. 185.

(45) なお後述IV(3)および(4)参照。

承認の根拠から出発し、かつ、質問権を議決権の付属物としてではなく、一般的に株主権の行使のための補助的権利⁽⁴⁶⁾として、更には、株式所有の判断のために役立てられるべき権利として把握する場合には、理論的には議題との関連は必ずしも必要とは思われない。

議題との関連を必要とする場合、質問権の実際の範囲は株主総会の権限の大小と密接に関連することになる。従って、法律上株主総会に付すべき議題いかんは、質問権の意義や機能に影響を及ぼす。議案の提出を株主に認め（提案権）、株主総会の議題にのせることによって、質問権の範囲を広げることができるが、提案権が少数株主権とされる限り、現実的な議論とはなり得ない。ことに株主総会の権限が縮小される傾向の中では、西ドイツにおけるように、議題が、決議事項に限らず報告事項または提示事項である場合にも、質問権を認めるべきだと思われ⁽⁴⁷⁾る。

次に、質問が議題に関連するものでなければならぬとする場合、1965年株式会社法のように、更にそれに「議題について適切な判断をする上に必要な限り」というような限定を加えるべきかどうかが問題となる。前述のように、この要件は濫用防止のために設定されるものであり、従って、この問題は主として法政策上の問題であるといえる。

最後に、会社の結合企業に対する関係については、これも会社の諸事情もしくは業務に属するので、当然解説を求めることができると考えられる。また結合企業自体の状況についても、それが会社の状況や結合企業との関係に影響がある限りで、質問権が及ぶものと思われるが、ここまでは「会社の諸事情もしくは業務」の解釈の問題であり、場合によっては法律に明示するのもよいのではないか。その他、例えば合併決議などの場合に、西ドイツにおけるように、

(46) ドイツにおいて、1937年株式会社法の下では、解説請求権を議決権の付属物とみる見解が主流であったが、1965年株式会社法の下では、多数説はこのように考えている。

(47) 注(38)参照。なお、質問が議題と関連があるかどうかの判定は、それぞれの場合において行なうほかない。会社の社会的責任を追及する動機から質問権が行使される場合にも、その判定は、動機に関係なく客観的に行なうべきであり、その際、河本教授（前掲書281ページ注(1)）のこれに関する具体的判断（質問権に関する問題の所在を正確に把握している）に全面的に賛成する。なお、後述IV(4)および注(56)参照。

広く合併の相手方企業の状況について質問する権利を特別に明文をもって認めることが考えられる。⁽⁴⁸⁾

(3) 拒絶理由

質問権を法定する際、質問に対する答弁(解説)を拒絶することができる場合を明定するのが普通である。その際、会社役員による拒絶権の濫用を防止するために、拒絶理由にはできるだけ明確な基準を設定することが望ましい。西ドイツ株式法131条3項は、取締役が解説を拒絶できる場合を5項目にわたって具体的に列挙し、それ以外の理由による拒絶ができないことを明言している。ただ、そのうちの2号ないし4号は、質問が租税に関する場合、およびいわゆる秘密準備金に関する場合を特に挙げているのであるが、これらは西ドイツの特殊な事情を反映した規定であると思われる。⁽⁴⁹⁾ちなみに、ヨーロッパ会社法案(90条3項a号、b号)では、西ドイツ株式法131条3項の1号と5号にあたる拒絶理由、すなわち解説を与えることにより会社または結合企業に少なくない不利益が生じる恐れがある場合と、取締役が処罰を受ける場合をあげている。いずれにせよ、立法の歴史のない我国において、拒絶理由を個別的に多数列挙することは困難と思われる。商法293条の7の帳簿閲覧の拒絶事由の規定は、参考になるという程度の意義しか持ちえない。

さて、西ドイツ株式法131条3項1号の拒絶理由は、一般に保護条項(Schützklausel)と呼ばれており、一般規定の役割を有している。ここで採用されている基準は、「合理的商人の判断によれば、解説を与えることによって、会社または結合企業に少なくない不利益を与える恐れのある場合」である。従って、取締役の主観的見解ではなく、合理的商人の判断に従い、会社または結合企業

(48) 株式法340条4項参照。

(49) 特に戦後西ドイツ経済の復活と発展は、企業の自己金融と国家による租税上の優遇によりもたらされたといわれている。そして、自己金融の主要な方法として、減価償却制度等が利用されており、形式上は制度的に公然のものとして、内容上は秘密準備金として、企業利潤の内部的確保が制度的に合法化されてきた。さらに、それに税法上の諸処置が結びついている。この秘密準備金は、1965年株式法の下でも依然として容認されている。参照、田平紀男『自己金融』の法的考察——西ドイツ新株式法における規制を中心として——立命館法学85巻3号。

に軽微でない不利益が生ずるかなりの可能性が認められなければ、解説を拒絶することができない。ここにおいて、基準を客観的に定めようとする努力のあとはうかがえる。しかし、判断の人的基準を合理的商人におき、保護の客体を「企業」ではなく、会社および結合企業の利益におく点で、同規定は、古典的商法の枠内にとどまっているといえる。解説を与えることが、会社にとって不利益であると同時に、他方において公益その他の利益に合致する場合にこの基準は限界を見出す⁽⁵⁰⁾。ただ、「少なくない」という基準は、問題克服の一定の足がかりを与えるる。

なお、答弁が拒絶された場合には、明文により、質問株主が議事録に質問と拒絶理由を記載することを請求できるようにすべきである。

(4) 権利濫用

質問権の濫用に対する危惧は、特に経済界において強い⁽⁵¹⁾。一般に質問権の濫用防止のために様々の立法技術が考えられる⁽⁵²⁾。質問権を少数株主権とすること。西ドイツ株式法131条1項のように、解説請求権を客観的に制限された形でのみ承認し、また131条3項が、拒絶理由を具体的に明記しているように、権利を行使できる場合と行使できない場合を具体的に列挙すること。裁判費用の危険を申立株主にも負わせること。罰則を設けることなど。そして、このような具体的法規によりカバーできない場合には権利濫用の一般法理で補充するのが一般的な考え方であろう。

ちなみに、西ドイツでは、前述のように、「議題について適切な判断をする上に必要な限り」でのみ解説が与えられなければならないとする株式法131条1項の規定、および131条3項の各号の列挙以外の理由で解説を拒絶できないことを明言する同条3項2文の規定が存在することによって、もはや権利濫用の一般法理は適用されないのかどうか問題となっている⁽⁵³⁾。更に、適用されると

(50) アメリカにおける株主提案権と企業の社会的責任についての興味ある紹介として、参照、森田章「株主提案権の機能と企業の社会的責任(1)(2)(3)」インベストメント29巻3号、4号、5号。

(51) 稲葉・前掲、商事法務728号12ページ。

(52) 参照、実方正雄「少数株主権の濫用」『権利の濫用中』163ページ以下。

(53) 権利濫用法理の適用を認めない説、Ebenroth, aaO, S. 35 ff.; Eckardt, §131

すればどのような場合に権利濫用といえるか。たとえば、株主が質問によって問題の解明をはかるといふ正当な目的以外の目的をもつばら追求した場合にのみ権利濫用となるのか、あるいは問題の解明をはかるといふ正当な目的以外の目的を主として追求した場合、すでに権利濫用となるのかどうか争われている。

それでは、裁判において、具体的にどのような場合に権利濫用が問題とされているか見てみよう。

1937年株式法下において、裁判所は、株主が解説請求権を濫用的に行使した場合、取締役が解説を拒絶できることを認めた（判例①③）。

まず、解説請求権の濫用に関するリーディングケースである判例①において、被告会社は、原告が、取締役に難題を持ち込みそれによって監査役会に議席を獲得するため、および取締役の提案した配当案よりも高い配当を株主総会に可決させるため（法律上不可能）に質問を行なったとの抗弁を出した。RGは、濫用的行使が認められるためには、原告が質問によって問題の解明をはかるといふ正当な目的以外の目的をもつばら追求したこと、特に上述のごとき利己的目的のみを追求したことが証明されねばならず、当該事件において原告は監査役員になろうとして質問を行なったかもしれないが、それが唯一の理由ではなく、会社の状況や役員業務執行の不充分性を指摘する手段を得るために解説を求めたが故に、原告の質問は正当であり、また法律上不可能な方法により利益配当の増加を達成しようとしたとの事実は確定できないとして、権利濫用の主張を斥けた（RGZ 167,161/162）。

次に、判例③において、会社側の陳述によれば、原告は、株の仲買を商売にしており、会社から「株主総会の恐怖」と目されていた人物であったが、質問を行なった株主総会の後、取引所相場を越える価格で自己の株式を引き受けるよう会社に申し出、もし申し出が受け入れられた場合には株主総会決議の取消等の

Anm. 13. 適用を認める説、Baumbach-Hueck, § 131 Rdnr. 21; Godin-Wilhelmi, § 131 Anm. 9. なお、判例⑩および⑬はこの問題について選択を回避している。

(54) 1937年株式法下において、判例（①および③）はこの説をとっていた。

(55) Barz, Groß komm. zum AktG, § 131 Anm. 13.

訴を提起しないと表明しており、また、原告は他の会社においても、同じような手段で、同じ投機的目的を達成しようとしたということであった。これに対してBGHは次のように判示した。原告は、質問によって、取締役員の不当に高い報酬によって配当が少なくされないという、株主の適正な配当に対する正当な望みを追求しようとしたのであり、株主がその株式を保有し続けるか、譲渡するか、また、株式を資本投資として購入したのか、投機的目的で購入したのかは、株主自身の事柄であり、判断に影響するものではない。提案された配当よりも高い配当が可能であることを主張できないかどうかを明確にさせるような質問においては、解説請求権の濫用は問題にならないと (BGHZ 36, 137 ff.)。

1965年株式法の下では、まず、判例⑩の中で、申立人は会社と取引関係があり、会社がコンツェルンを構成する会社から品物の供給を受ける際にそれらの会社に何らの優遇措置をも与えていないとの答弁を得るために質問を行なったのであり、解説について会社外的利益を有しており、権利濫用に該当する、との被申立人会社の主張に対して、裁判所は次のように述べた。1965年株式法の下でも権利濫用の法理の適用があるかどうか、およびその適用範囲に関しては判断をしないでおくことができる。すなわち、一般に、解説によって会社の提出した決算書をより確実に判断するための基礎が与えられる場合、そのような解説請求は権利濫用とみなすことはできない。せいぜい、会社外的利益を有しない一般株主ならば同じような解説を求めないであろうような場合に濫用を問題にすることができるが、議事録によれば、株主総会において全く同じ質問が他の株主から投げられたことが明らかにされている。従って、権利濫用を問題にする余地はないと (AG 1970, 372 f.)。

次に、判例⑪においても、裁判所は、申立人が問題の解明をはかるという正当な目的以外の目的を追求したことを確定できないので、権利濫用の適用いかんおよびその範囲については判断しないでおくことができるとする。経済的利益のない一株株主による解説請求権の行使は、権利濫用に該当するという被申立人会社の主張に対しては、裁判所は、株式法が解説請求権を明示的に各株主に与えていることから是認できるものではないとする (AG 1974, 225)。

以上の紹介から、次のようなことがわかった。すなわち、1965年株式法131条1項1文の権利濫用対処規定が客観的基準を採用しているのに対して、1937年株式法下および1965年株式法下をとわず、裁判で一般に権利濫用として問題となっているものは、株主の質問の動機を主要な構成要件としている点で特徴的であり、判例は適用対象を極めて限定的に解しており、しかも具体的事件においてその適用をほとんど認めていない。むしろ判例は、質問の持っている客観的意義を重視しているように思える（特に判例⑩）。

さて、我国における立法論としては、株主質問権を法定し、質問権の行使を積極ならしめ、株主総会を活性化すべきであるという立場からは、濫用を防止するための具体的個別規定は最小限にとどめ、どうしても妥当な結果が得られない場合に権利濫用法理でカバーするという方法をとるべきだと考える。⁽⁵⁶⁾もちろん、株主質問権が法定された場合に、それが不可侵の権利だとはいっても、質問は討議の秩序ある進行にのっとって初めて正当な権利行使といえるのであり、従って、株主の質問権の行使は、総会運営に関する議長の指揮統制に服するといえる。⁽⁵⁷⁾しかしこれは権利濫用以前の問題である。

(5) 裁判制度

株主質問権が侵害された場合の法的効果として、以下に述べる民事法上の救済の他、議長または取締役について、罰則を定めるのがよいかどうか問題となる。ただ、罰則を定める場合には、解説義務違反のすべてを処罰の対象とするのは妥当ではないだろう。⁽⁵⁸⁾

(56) ただし、質問権のような公益性の強い株主権においては、ドイツの判例のように、権利濫用法理の適用は、簡単には認めるべきではない。一般に株主権の濫用について、参照、大隅「いわゆる株主の共益権について」『会社法の諸問題〔増補版〕』103ページ以下、同「株主権の濫用」神戸学院法学7巻3・4号。株主が会社利益の侵害の下に、株主たる資格と関係のない純然たる個人的利益を追求した場合に、権利の濫用が存するものとされる。従って、この考えは、1937年株式法下の判例①、③とはほぼ一致する。

(57) 同旨、菅原・前掲、私法23号158ページ。質問権の濫用防止については、法的手段よりも、会議運営についての議長の手腕と議事進行の合理的慣行の確立とに待つべきものとされる。

(58) 竹内・前掲、商事法務786号15ページは、罰則を設けるとすれば、明らかに正当な事由がない時に限定する必要がある、とされる。西ドイツ株式法400条1号は、

さて、質問権が法定された場合、独立した権利として、裁判により質問権の行使を訴求できることはいうまでもない。解説が与えられること自体を追求することは、もちろん開示の機能という点から有益である。しかし、かなりの解説は、時間が経過して与えられたのでは、もはや余り意味がないといえる。従って、構造的に時間がかかる裁判形態である訴訟は、解説強制手続として向いているかは疑問が残る。このような考慮から、西ドイツでは、1965年の株式法改正で、裁判の迅速性を達成するため、解説強制のための特別の非訟事件手続⁽⁵⁹⁾を採用するに至った。

この他、非訟事件手続を採用する理由として、この手続が弾力性、廉価性と

取締役が株主総会における解説において、結合企業に対する関係を含む会社の状況について、真実を述べず、または隠蔽した場合は、3年以下の禁錮および（または）罰金に処せられることを規定している。この場合、株式法131条3項1文各号にもとづく取締役の解説拒絶が不当であるに過ぎない場合には、構成要件に該当しない、と解されている。Vgl. Eckardt, § 131 Anm. 171.

(59) 株式法132条は次のように規定している。

- (1) 取締役が解説を与えなければならないかどうかは、申立にもとづいて、会社の住所の存する地域を管轄するラント裁判所が専断的に裁判を行なう。ラント裁判所に商事部が設置されているときは、商事部が民事部に代って裁判を行なう。ラント政府は、判例の統一確保に役立つ場合には、命令をもって複数のラント裁判所のある地域に関し、裁判をラント裁判所の一つに移管することができる。ラント政府は、この権限をラント司法部に委譲することができる。
- (2) 解説を求めたが与えられなかった株主、および当該解説に関連する議題について決議がなされ、かつ株主総会に出席して議事録に異議をとどめた株主は、すべて申立権を有する。申立は、解説が拒絶された株主総会の後二週間内に行なわなければならない。
- (3) 第99条1項、3項1文、4文ないし9文ならびに5項1文および3文を準用する。即時抗告は、ラント裁判所が当該裁判においてこれを許可する旨を明らかにした場合に限り、行なうことができる。裁判所は、原則的に重要な法律問題の解明が期待される場合に限り、これを許可しなければならない。
- (4) 申立が認容された場合、解説は株主総会外においても与えなければならない。裁判にもとづき、民事訴訟法の規定による強制執行を行なうことができる。
- (5) 手続の費用については費用法を適用する。第一審の手続については、標準手数料の倍額を徴収する。第二審についても同額を徴収する；抗告が奏功したときも同様とする。裁判、または裁判所により仲介される合意に達する以前に、申立または抗告が取り下げられた時は、手数料は半額に減額する。請求価額は、職権により確定しなければならない。請求価額は費用法30条2項によるものとするが、ただしその価額は1万ドイツマルクをもって標準とする。手続を担当する裁判所は、公正な裁量により、手続の費用を負担すべき当事者を定める。

いう特徴を備えており、また専門的判断に向いているということがある。

まず、手続の弾力的構成と専門的判断に関して言えば、解説強制手続の特徴は、裁判の過程で、解説の内容が当事者（申立人）に知られてしまうのでは、元も子もないので、裁判所は、会社から解説の内容を実際に伝えてもらわずして、解説が株主に与えられるべきか否かを判断しなければならないところにある⁽⁶⁰⁾。さてこのように微妙かつ専門的な判断を裁判所が行なうには、職権探知主義をとる非訟事件手続が適していると考えられた。

次に、裁判の廉価性についてであるが、非訟事件手続の裁判費用は、訴訟手続に比べて格段に割安である。西ドイツにおけるこの特別解説強制手続の標準的な場合（1万DMの請求価額——株式法132条5項6文——）の手数料（株式法132条5項2文）は120DMである⁽⁶¹⁾。また、弁護士強制もない。一般的に言うと、このような非訟事件手続の廉価性は、株主の質問権の裁判による行使を容易にするだろう。

さて、このような特別の裁判手続を考える場合、この手続と質問権の侵害（解説義務違反）にもとづく株主総会決議取消訴訟との関連が問題となる。西ドイツでは、解説強制手続は、取消訴訟の前提であり、従って取消訴訟で正当に取消を主張するためには、株主は、解説強制手続において認容の決定を勝ち取る必要があり、また取消訴訟を審理する裁判所も、解説強制手続の判断に拘束されるものとされて、解説強制手続に強い専属性を認めている⁽⁶²⁾。しかし、この場合、たとえ解説強制手続において、株主の申立を認容する決定が得られたとしても、しかも株式法243条4項に「解説拒絶が決議に影響を与えなかった旨の株主総会または株主の表明は、決議の取消のために意味をもたない」とする規定が存在するにもかかわらず、取消訴訟において、質問権の侵害すなわち解説義務違反が決議に影響を与えなかったことを被申立人である会社が証明す

(60) 従って、この西ドイツの制度において、非公開は、論理的には必須の条件というわけではない。

(61) Kollhossler, Probleme konkurrierender aktienrechtlicher Gerichtsverfahren, AG 1977, S. 119.

(62) 詳細、拙稿・前掲、商事法務778号19ページ以下参照。

る場合には、訴は棄却されると通説・判例は解している。解説強制手続に強い専属性を認めながらも、この点で抜け道を作ったことは、不徹底のそしりを免れないと言わざるをえない。⁽⁶³⁾

ところで、西ドイツにおけるように、特別の解説強制手続を設定することにより、結果的に解説強制と決議取消の二つの道を作ることが、株主にとって好都合かどうかは、検討の価値があろう。

まず、解説請求それ自体に興味を持つ株主にとっては、この特別手続は、特に迅速性、廉価性という点から有利であり、しかも強制執行（西ドイツでは罰金の他に拘留もある）をもって解説を強制できることは、取締役に対して開示への一定の圧迫を与えることになり、解説請求権の実効性は高まるといえる。

それに対して、不当な解説拒絶を理由として株主総会決議の取消を追求しようとする株主は、株主総会后2週間以内に、まず解説強制手続の申立を行なわねばならず、更にこの手続の結着がつかないうちの、決議後1ヶ月以内に、決議取消の訴を提起しなければならない。従って、株主は決議後1ヶ月以内に、解説を求めるだけにするか、決議取消にも向かうかを判断しなければならない。このようにして、株主は、実質的に、解説強制手続と取消訴訟の二つの手続危険を負担しなければならない。⁽⁶⁴⁾

一方、このことは会社にとって、不当な解説拒絶が必ずしもそれを理由とする総会決議取消へと進むわけではないという利点を有している。会社は、解説にのみ興味をもつ株主が、更に取消訴訟を提起することをもはや考慮する必要がない。⁽⁶⁵⁾なぜなら、取消訴訟の提訴期間の短さから、株主が解説強制手続の状況により、取消訴訟を提起することは考えられないからである。このようにして、決議取消訴訟がかなり減少することが予想される。⁽⁶⁶⁾

(63) むしろ、株主の情報利益と会社の決議存続に対する利益を巧妙に調整する機能を果たしている。

(64) 株主が解説の不当拒絶を理由として決議の取消を追求しようとする場合の二重手続の必要性に対しては、一部に異論がある。通説とこの少数説の詳細な比較検討として、Vgl. Kollhoser, AG 1977, S. 118 ff.。

(65) Eckardt, § 132 Anm. 9.

(66) 実際に西ドイツでは少ないように思われる。

それに対して、1937年株式法下では、取締役の解説を不満とする株主は、通常、解説請求の訴と決議取消の訴の両方か、あるいは決議取消の訴のみを提起するだろう（現在の我国では後者のみということになる）。しかも、解説請求の訴と決議取消の訴は、訴の併合により同一の手続で審理される。従って、会社にとって、決議取消の危険にさらされる度合いが強いといえる。

ただ、現行の西ドイツの複線の処理の方法は、解説強制手続と取消訴訟が同一のラント裁判所に管轄を有することによって、その不利益が多少緩和されており、また解説強制手続において、裁判官の適切な裁判運営により、迅速にかつ妥当な結果が得られ、しかも、その結果が取消訴訟に直結するならば、むしろ株主に有利な制度に転化しうるだろう。

我国において、西ドイツにおけるような非訟事件手続を採用するにしても、この種の事件は、私益性、紛争性の強いいわゆる真正訴訟事件に属するので、公開性をとり、また裁判手続において相手方当事者に審問に立ち合う権利を与え、証拠調を民事訴訟の例に従うなど、当事者権を認めて対審を保障する規定を特に設けるのが妥当と思われる。⁽⁶⁷⁾ただ、既判力の点で問題は残る。

V 株主質問権の機能——結びにかえて——

最後に、株主質問権の機能について若干述べたい。質問権は、原則として株主総会において行使される⁽⁶⁸⁾ので、この問題は、株主総会の意義ないし機能と密接に関連するといえる。

株主総会が意思決定方法として、一株一議決権主義すなわち資本多数決原理を採用していること、および経営者の委任状収集等により、あらかじめ議案承

(67) さしあたり参照、広中俊雄「民事紛争の非訟的処理手続の問題をめぐって」法学セミナー1977年3月号4ページ以下。

(68) 西ドイツにおいて、現在懸案となっている有限会社法の改正作業の中で、社員の解説請求権の明定が提案されている（報告者草案51条a）。そこでは、社員は社員総会外でも解説を求めることができるとされている。Vgl. Immenga, Der neue Referentenentwurf zum GmbH-Gesetz, BB 1977, S. 961. なお、西ドイツにおける最近の有限会社法改正の動きについて、参照、森本滋「西ドイツ有限会社法改正の動向」ジュリスト646号144ページ以下。

認の帰すうが判明したも同様の結果となっている現状から、株主総会の意思決定機能が形式化している面は否定できない。こうした中で、株主総会は、その存在自体が経営者に対して無言の牽制を与えるだけでなく、株主の監督権の行使の場として、また会社側からの情報開示の場としての機能を有しうるのであり、一般株主にとっての重要性はむしろ高まっている⁽⁶⁹⁾。そして株主質問権は、株主総会における監督権行使の主要な手段として、また経営者から情報を引き出す手段として、その果たす役割は大きいといわねばならない。その際、質問権のより有効な行使のためにも、計算書類等の開示の充実が望まれる。質問権が法定され、裁判による追求が可能となり、そして決議取消の原因ともなるということになれば、経営者の側から、すすんで解説を与えることも期待できよう⁽⁷⁰⁾。一方、質問権を法定すれば、総会屋に新しい武器を与えるという議論があるが、株主総会の現状（会社は総会屋を利用している場合が多い）から見ると、むしろ総会屋の跳梁を押さえるために質問権は役立つというべきである。一般に、総会屋に対する対策は別の方法（たとえば罰則の強化）によるべきである。

かくして、株主質問権は、本来、議決権から生じた派生的権利にすぎなかったのが、多数の株主にとって、議決権が意味のないものとなったのに対して、今や、この派生的権利が重要な意味をもつようになった⁽⁷¹⁾。

また、株主総会が会社の最高機関でありながら、大規模公開会社では、質問権等の株主の監督権や株主総会そのものも外部のチェックシステムまたはコントロールシステムの一つとなり⁽⁷²⁾、この意味で、質問権の法定は、企業の社会的

(69) 参照、奥島孝康「現代株式会社における株主総会のあり方」法学教室〈第2期〉7号57ページ以下。

(70) しかし、株主総会が資本多数決原理をとり、経営者側が多数派を確保している限り、通常、質問権は、経営者にとって真に脅威とはなりえないはずである。竹内・前掲、商事法務786号15ページは次のように述べている。「質問権を保障する趣旨は、一年に一日くらいは、株主に自由に発言させ、取締役はまたそれを十分説得するだけの努力をして、株主と経営者との間のコミュニケーションをよくすることが、会社経営の健全性を維持する所以ではないかというにすぎない」。

(71) 後藤孝典編『一株運動のすすめ』77ページの福岡発言参照。

(72) 河本「企業の社会的責任——法学的考察——」ジュリスト578号114ページ、奥島・前掲、法学教室〈第二期〉7号60ページ。

責任の一具体化にもなるといえる。

(後記) 本稿は、昭和52年度私法学会(10月9日於関西大学)において発表した原稿に加筆したものである。当日、学習院大学の前田庸教授には司会の労をとっていただいた。河本教授、石川教授、三ヶ月教授ならびに小島助教授からは有益な質問および助言を賜わった。さらに、関西企業法研究会においても、岩崎教授、森助教授、吉本助教授から適切な批判をいただいた。また、早川助教授から西ドイツ有限会社法改正についての資料を提供していただいた。ここに記して、諸先生方に感謝の意を表したい。